

第 169 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 25 年 12 月 20 日（金）

午後 3 時

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第 166 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

第 167 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

第 168 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（2 件）

議案第 2297 号 仙塩広域都市計画事業菖蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業
計画に対する意見書について

議案第 2298 号 仙塩広域都市計画事業花刈浜地区、代ヶ崎浜 A 地区及び代ヶ崎浜 B 地区被災
市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

4 閉 会

第169回宮城県都市計画審議会出席委員

○ 委 員

伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
大 山 弘 子	日本ビオトープ管理士会理事
小野田 泰 明	東北大学大学院工学部工学研究科教授
佐 藤 政 典	公益社団法人宮城県建設センター理事長
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
佐々木 康 雄	農林水産省東北農政局長（代理）
長谷川 伸 一	国土交通省東北運輸局長（代理）
小 池 剛	国土交通省東北地方整備局長（代理）
横 内 泉	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
内 海 太	宮城県議会議員
川 嶋 保 美	宮城県議会議員
佐々木 征 治	宮城県議会議員
西 澤 啓 文	宮城県市議会議長会会長
下 山 孝 雄	宮城県町村議会議長会会長

（以上16名，敬称略）

1 開 会

○事務局（楨総括） ただいまから第 169 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）委員の紹介

○事務局（楨総括） 議事に入ります前に、前回の審議会以降に、委員の委嘱替えがございましたので、御紹介申し上げます。宮城県議会議員の川嶋保美委員です。同じく宮城県議会議員の佐々木征治委員です。

（2）会議の成立

続いて、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、15 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。小野田委員におかれましては、御都合により若干遅れる旨の御連絡をいただいております。

なお、代理出席の方のお名前につきましては、お配りしております座席図に記載しておりますので、御参照願います。

（3）傍聴人への注意等

○事務局（楨総括） 次に、傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守していただきますようお願い申し上げます。

（4）マイクの説明

○事務局（楨総括） また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡ししますので、恐縮ではございますが、挙手をいただくようお願い申し上げます。

（5）資料の訂正

○事務局（楨総括） 次に、先にお送りしておりました資料のうち、「第 169 回宮城県都市計画審議会参考資料」と題しました資料の記載内容に誤りがございましたので、大変恐縮ではございますが、差し替えをお願いいたします。本日机の上にお配りしておりますものが訂正後の新しい資料になります。訂正の内容は、その中の「事業概要」のページにおきまして、市街化調整区域の告示年月日及び告示番号の記載に誤りがあったものです。修正箇所は 4 箇所ありまして、すべて同じ内容でございます。該当ページは、4 ページ、12 ページ、20 ページ、28 ページの 4 つのページでございます。該当箇所には破線のアンダーラインをお示ししてございます。それ以外は変更はございません。お手数ですが、差し替えをお願いいたします。

（6）議長に進行引き継ぎ

○事務局（楨総括） それでは審議をお願いいたしますが、会議の議長は、条例第 5 条第 1 項の規

定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、森杉会長、よろしく申し上げます。

(7) 議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、ただいまから会議を開きます。

はじめに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。大山弘子委員と内海太委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

2 前回議案の処理報告

○森杉議長 それから、第 166 回から第 168 回までの審議会における議案の処理状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、前回までの議案の処理状況につきまして御説明申し上げます。

お手元の「議案書」の 1 ページを御覧ください。第 166 回、これは 10 月 10 日に御審議いただいた議案でございます。処理結果欄のとおり、第 2287 号から第 2291 号までの都市計画決定 5 件につきましては、所定の手続きをすべて完了しておりますことを御報告いたします。

次に、2 ページをお開きください。第 167 回、これは 10 月 17 日に御審議いただいた議案であります。第 2294 号の石巻市下釜第一地区の土地区画整理事業計画に対する意見書につきまして、意見書が採択されなかった旨の通知を 10 月 18 日付けで行い、10 月 31 日には知事が設計の概要の認可をしております。

第 2295 号と第 2296 号の特殊建築物の敷地の位置につきましては、10 月 23 日付けで許可を行い、所定の手続きを完了してございます。

次に、3 ページを御覧ください。第 168 回、10 月 31 日に御審議いただいた議案でございます。これは、10 月 10 日、10 月 17 日と 2 回にわたり継続審議となりました、名取市閑上地区の土地区画整理事業計画に対する意見書を御審議いただいたものであります。審議の結果、意見書は「採択しない」ということとなりましたけれども、しっかりと民意調達ができる体制を構築すること、地区外への移転を希望する方々を含め、できる限り被災者の希望に沿った移転先の確保に努めることについて、附帯意見を附すとともに、当審議会として名取市長に建議を行うこととされておりました。委員の皆様にご確認いただきまして、附帯意見は 5 ページのとおりであります。また、建議は 7 ページのとおり、いずれも 11 月 12 日付けで通知しております。なお、知事は 11 月 22 日付けで設計の概要を認可してございまして、正式に事業がスタートしたということを御報告申し上げます。

以上でございます。

○森杉議長 ありがとうございます。御質問ございましたら、どうぞ。

○森杉議長 よろしゅうございますか。

それでは、以上で第 166 回から第 168 回までの審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

○森杉議長 それでは、議案審議に入ります。本日の審議件数は、議案第 2297 号と第 2298 号の 2 件となっております。本日の議案は、いずれも土地区画整理法第 55 条第 3 項の規定により宮城県知事から付議されたもので、本審議会において意見書の内容を審査し、その意見を採択すべきか採択すべきでないかを議決することです。

議事の進め方について、御提案したいと思います。両議案とも、はじめに事務局から説明をしてもらいますが、説明を「事業の概要」と「意見書の要旨」の二部に分けることにしたいと思います。議事の進め方としては、まず、事務局による「事業の概要」の説明、次に事務局による「意見書の要旨」の説明、それから意見を採択すべきか採択すべきでないかということを議決したいと思います。このように議事の進め方について考えておりますが、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは、そのようにさせていただきます。

議事を始める前に、報道機関の方々をお願いします。テレビ・カメラはありませんね。ありませんから、いいですね。

議案第 2297 号 仙塩広域都市計画事業菖蒲田浜地区 被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

○森杉議長 それでは、議案第 2297 号「仙塩広域都市計画事業菖蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を議題といたします。

事務局から議案及び事業の概要について説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、議案第 2297 号につきまして御説明申し上げます。

はじめに、本日お配りしております資料について御説明いたします。本日の議案となります意見書や事業計画書そのものにつきましては、「議案書」の中に綴じ込んでおります。一番厚い資料であります。また、別冊として「参考資料」と「参考図面」をお配りしております。本日は主にこちらを使用して御説明させていただくこととなります。なお、個人情報識別できる情報は伏せた形で御説明いたしますが、意見書の中で第三者の土地の形状に関する内容がございますので、その所在等を御説明するための資料につきましては、「参考図面（別冊）」といたしまして、委員の皆様のみにお配りしておりますので、よろしく御説明いたします。

次に、土地区画整理事業における事業計画決定の手續につきまして御説明申し上げます。「参考

資料」の1ページを御覧ください。市町村が事業主体となります場合の事業計画決定のフロー図であります。まず、施行者であります市町村が、2週間、この事業計画案の縦覧を行いまして、これに対して意見があれば、利害関係者は知事に意見書を提出することができることとなっております。意見書が提出された場合は、知事は県都市計画審議会に意見書を付議するということになっております。本件の場合、フロー図に括弧書きで日付けを記しておりますが、七ヶ浜町が平成25年10月4日から17日までの2週間、事業計画案を縦覧し、所定の期間内に利害関係者から意見書が提出されましたので、平成25年11月6日付けで本審議会あて意見書を付議させていただいております。審議の結果、意見を「採択すべきである」と議決された場合には、知事は施行者である七ヶ浜町に対しまして事業計画の修正を求め、縦覧からやり直すということになります。意見を「採択すべきでない」と議決された場合には、知事は意見書提出者にその旨を通知し、設計の概要に問題がなければ、知事の認可を経て事業計画が決定されるということになります。

次に、七ヶ浜町におきます住宅復興の全体像について御説明いたします。「参考図面」の方の1ページを御覧ください。「参考図面」であります。青い線が今次津波での浸水区域、これを示しております。青い線であります。津波防御対策といたしましては、数十年に一度と言われます、いわゆるL1津波に対応した高さの防潮堤を整備することを基本としてございまして、住宅については、高台移転と現地再建を組み合わせた計画というふうになってございまして、オレンジ色で示しました防災集団移転促進事業による高台移転が5地区、水色で示した災害公営住宅が5地区整備されることとなっております。その他に、浸水区域の中でも現地再建が可能な地区では、黄色で示した4地区の土地区画整理事業が計画されております。この地区が本日の議案となっているものであります。中心部に黒い丸で町役場の位置を示しておりますが、ここから見て下方向にございまして本日1つ目の議案で御審議いただきます菖蒲田浜地区であります。2つ目の議案で御審議いただきますのは、右方向の花浜地区、右上方向の2地区、代ヶ崎浜A地区・B地区であります。

2ページをお開き願います。町の土地利用の考え方でありまして、町では、津波シミュレーション結果と今次津波での被災の状況から、浸水区域の土地利用をレッドゾーン、イエローゾーン、ブルーゾーン、この3つに区分しております。まず、レッドゾーンでは、L2津波での浸水深が2mを超えるなど大きな被害が予想されるエリアでありまして、町では災害危険区域に指定いたしまして、居住用の建物の建築を制限する方針であります。ブルーゾーンにつきましては、浸水深が2m以下となる現地再建が可能なエリアということになってございまして、イエローゾーンはその中間の位置付けとなっております。シミュレーションによる浸水深は2m以下で、基本的には現地再建が可能な地域であります。今回の津波での被災状況から、高台移転希望者と現地再建希望者が混在しているエリアでもあります。町では、このイエローゾーンにおいて、防災集団移転促進事業などにより移転希望者の土地を買い上げるとともに、移転跡地を整序しつつ、道路などの公共施設の整備改善を図ることによりまして健全な市街地を造成するために、土地区画整理事業を実施するというようにしたものであります。

次に、菖蒲田浜地区の事業の概要につきまして御説明いたします。ここで、「参考資料」の3ページと「参考図面」の3ページ、両方とも3ページでございまして、これを併せて御覧いただきたいと思っております。事業の名称は「仙塩広域都市計画事業菖蒲田浜地区被災市街地復興土地区画整

理事業」，施行者は「七ヶ浜町」であります。施行地区の面積は4.1ha，施行期間は平成25年度から平成28年度の4年間を予定しております。法的手続といたしましては，平成25年6月21日に都市計画決定を行った後，事業計画案を作成し，平成25年10月4日から10月17日まで縦覧した結果，1名の方から1通の意見書が提出されたものであります。意見書の内容は後ほど御説明いたしますが，主に，整地計画，雨水処理，土地利用計画に関する意見となっております。また，町が土地区画整理事業を実施するための施行条例につきましては，町議会におきまして議決され，9月9日に公布されております。

「参考資料」の4ページを御覧ください。都市計画決定状況であります，施行地区は市街化調整区域となっておりますが，用途地域の指定はございません。なお，今回の震災復興にあたりましては，東日本大震災特別区域法の特例によりまして，市街化調整区域での土地区画整理事業の施行が可能となっております。

次に，設計の概要について御説明いたします。事業の目的は，道路・公園・水路等の公共施設の整備改善を図ることによりまして健全な市街地を整備することとしており，総事業費5億6千万円，減歩率9.92%，将来人口80人という計画となっております。設計内容の概要であります，現地再建済みの住宅が多数あることから，可能な限り移転を生じないように，従前の土地利用状況に配慮しつつ住宅系の土地利用を行うものであります。5ページを御覧ください。公共施設の整備計画であります。道路は，地区北側の主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線が本地区の幹線道路となっておりますが，地区内では，南北方向の幅員8.5mの区画道路を中心といたしまして，幅員6m及び4mの区画道路を配置する計画であります。公園及び緑地につきましては，施行地区面積の3%以上かつ計画人口1人当たり3㎡以上の面積を確保し，街区公園2ヶ所，緑地2ヶ所を整備する計画であります。また，本地区の津波に対する安全性を高めるために，地区北側に津波漂流物の捕捉機能を有しました津波防災緑地を配置することとしております。水路は，雨水排水施設といたしまして，道路側溝及び道路内に布設いたします管渠を整備する計画であります。地区内に公益的施設の整備計画はございません。整地計画は，宅地排水に支障がないよう，宅地造成高を周辺の道路高より高く設定いたしまして整地を行う計画であります。物件移転及び移設計画は，極力移転が生じないように配慮することとしておりますが，どうしても支障となる物件が生じた場合には計画に整合するよう移転・移設を行うこととしてございます。供給処理施設といたしましては，上下水道を道路の配置に併せて整備することとしております。

以上で，菖蒲田浜地区の事業概要の説明を終わります。

○森杉議長 意見書の説明はこの次に行っていただきますが，今のところは事業の概要です。御質問はございませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

○森杉議長 よろしゅうございますか。

それでは，意見書の要旨について御説明お願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、「意見書の要旨」につきまして御説明申し上げます。

「議案書」の方でございますが、この12ページをお開き願います。これは意見書の写しであります。菖蒲田浜地区の意見書はこの1通、1名の方から提出されたものであります。また、意見書提出者から口頭での意見陳述を行いたい旨の申し出がございまして、事務局で聴き取りを行っております。その要旨を16ページに載せてございますので御確認ください。この意見書、口頭陳述の内容を項目ごとに整理したものを「参考資料」の7ページに載せてございますので、御覧ください。以下、「意見の要旨」と「事実確認の結果」、それに対します「事務局の見解」につきまして、項目ごとに御説明いたします。

まず、1番目の「整地計画」のうち、「宅地高」に関する意見であります。

意見の内容でございますが、宅地の造成高に関しまして、「地区内に既存住宅を修繕して居住している方々がいるが、現地再建している箇所をそのままの高さにして周辺を嵩上げすると雨水排水の面で良好な住宅にならない。町は道路や宅地の造成高を説明していないので承認できない。」というものであります。

事実確認の結果でございますが、事業計画では、宅地排水に支障がないよう宅地造成高は周辺の道路高より高くなるよう整地を行うこととしており、平均で60cm、最大で80cm程度の嵩上げを行う計画となっております。事業計画にも整地費として5千百万円を計上しているものであります。ここで、「参考図面」の方の4ページを併せて御覧ください。現況図で黄色く着色しているのが現地再建済みの住宅でありまして、地区内で21戸となっております。町では、この21戸の既存住宅の現況高に合わせた形で周辺の宅地の高さをバランス良く整地いたしまして、かつ、すべての宅地において道路高よりも高くなるように整地を行うことが可能でございまして、既存住宅を嵩上げする必要はないとしております。次に、「参考図面」の方の5ページをお開きください。5ページから7ページに載せてございますのが、町が平成25年1月に行った地元説明会資料から抜粋したものであります。町はこれらの資料を用いまして地区内の3箇所について断面イメージを提示し、宅地造成高の考え方を説明しているものであります。

事務局の見解であります。本地区の整地計画は、既存住宅を含めたすべての宅地について排水に支障がないよう周辺の宅地高や道路高との調整を図る計画となっております。整地工事に必要な事業費も適正に計上されているものと考えております。事業開始後に詳細な造成計画を作成することになりますので、その段階において、現地の状況を踏まえて、宅地排水が確実に道路側へ排水されるよう設計すれば足るものであり、現時点で事業計画を修正すべき内容ではないものと考えております。なお、住民への説明につきましても、事業計画段階での説明内容といたしましては、他地区と比較しても特段不足するものではなく、今後、事業実施の各段階において、より丁寧な説明に努め、自主再建済みの方を含めた住民の理解をしっかりと得ながら事業を進めていくべきものと考えております。

次に、「参考資料」の8ページをお開きください。「従前の地形改変」に関する意見であります。

意見の内容は、「地区内に民間で地盤を盛土している箇所があるが、地盤の状態の説明がなく、何の対処もないまま計画されている」。こういったものであります。

事実確認の結果でございますが、ここで、委員のみにお配りした「参考図面（別冊）」をお開きください。こちら、表紙に「土地所有者による盛土箇所」と記載した資料であります。表紙をめ

くっていただきますと、盛土箇所を示した図面がございます。地区の中央付近、青い点線で囲んだところが盛土されている箇所であります。図面に示した①、②の矢印方向から撮影した写真を2枚目、3枚目に付けてございますので、御確認ください。ここが意見書でおっしゃっている民間による盛土箇所であります。申し訳ございません、「参考資料」の8ページの説明に戻ります。この場所の整地計画につきましては、当該盛土がされた後の状態、つまり現況の地盤高を前提に計画が立てられているわけであります。町では、今後、換地計画の内容が定まった段階で、この場所に換地を受けることとなる権利者の土地利用意向も踏まえながら、詳細な造成方法を検討し、実施設計を行うこととしてございます。

事務局の見解であります。事業計画決定前の段階では、こうした土地の形質を変更する行為は制限されてございませんので、施行者である町とすればやむを得ないものであり、盛土がされた後の地盤を「現況」と捉えて計画を立てることは、ある意味当然のことであります。この点に関しても、将来この土地を利用することとなる方とも話し合いながら、実施設計の中で対応していくことが可能でございます。現時点で、この点をもって事業計画を修正すべき内容ではないものと考えております。

次に、2番目の「公共施設計画」のうち、「雨水排水」に関する意見であります。

意見の内容は、「地区外に排水した雨水が最終的に放流される阿川沼の農業ポンプ施設の機能が十分かどうか説明がなく不安である」。こういったものであります。

事実確認の結果でございますが、ここで「参考図面」の方の9ページを併せて御覧願います。まず、排水ルートであります。当地区周辺の雨水は、地区内を南から北方向へ道路側溝等で集水されまして、地区北側で接します県道沿いの排水路を経て阿川沼下の排水路へ流下し、菖蒲田浜海岸へ放流されております。次に、雨水排水施設の整備計画であります。「参考図面」の8ページをお開きください。まず、土地区画整理事業以外で地区外部分の改修計画が2つございます。1つは、県道沿いの排水路につきまして、当地区からの排水量に応じた規模に改修することを県の道路部局の方で計画していることとございます。もう1つは、本地区の上流部の西側、排水系統では上流部分に当たる地区の排水を、本地区を經由せずに菖蒲田漁港へ直接放流するための地区外排水路を町が新たに整備する計画であります。図面の下半分に整備前後の排水系統を図示してございますが、これを土地区画整理事業と同時並行で行うことによりまして、約4.2ha分の雨水流入がなくなる計画であります。地区内に整備される雨水排水施設は、道路側溝と区画道路に埋設する雨水管でございまして、7年に1度という一般的な降雨強度を想定した施設を整備する計画となっております。地区外、流末の阿川沼排水路につきましては、基本的には自然流下方式であるものの、潮位が高いときには排水機場により強制排水を行っているということでございます。なお、阿川沼排水機場の排水能力であります。毎秒0.5tのポンプが2台、毎秒1tのポンプが1台の計3台のポンプが設置されているとのこととあります。また、当地区周辺の冠水の状況につきましては、町によりますと、かつては大雨の際に県道付近で冠水が見られていたわけですが、平成20年に県が、県道の排水路から阿川沼排水路に通じる暗渠があったんですが、これを改良して以来、大規模な冠水は見られないとのこととあります。なお、説明会では、当地区の雨水処理計画について、「参考図面」8ページの資料等を用いまして、3回にわたり説明を行っております。

事務局の見解であります。当地区周辺は排水の条件としては比較的不利な地域であるものの、平成20年の県道排水路の暗渠改修によりまして排水状況は以前に比べて改善されていたこと、地区内の雨水排水施設は適正に設計されており本土地区画整理事業の施行によって当地区周辺の雨水排水に悪影響を及ぼすものとは考えられないこと、地区外に排水された雨水の処理に関しても、上流部での地区外排水路の整備による流入量の減少、県道排水路の改修により全体として排水状況はさらに改善されるものと考えられることから、事業計画の修正を要するような問題は認められないものと考えております。なお、住民への説明に関しましても、事業計画段階の説明としては特段の問題はないものの、住民の排水に関する不安解消のためには、今後もより丁寧な説明に努めていくべきであろうと考えております。

次に、「公園」についての意見であります。

意見の内容は、「地区北側に配置される津波防災緑地に調整池機能を持たせるとの説明があったが、どの程度の排水処理ができるのか具体的な説明がない。」というものであります。

事実確認の結果であります。この津波防災緑地は津波時にその漂流物の捕捉を主な目的としてございまして、底地については地区内の町有地を換地手法によって集約して用地を生み出し、施設の整備自体は別事業により町が行うこととされております。地区内の雨水排水につきましては、先ほど説明した計画により十分に処理が可能でありますけれども、地元説明会において住民から設計降雨強度を超えるような大雨を不安視する意見があったことから、付加的な対策として町が津波防災緑地に調整池機能を持たせる案を検討しているものであります。

事務局の見解といたしましては、当地区の雨水処理計画は津波防災緑地に調整池機能がない状態でも適正に処理される計画となっておりますので、調整池の容量等にかかわらず、一般的な整備水準は満たしているものであり、事業計画に特段の問題はないものと考えております。なお、調整池機能を設けるといふ付加的な対策につきましては、津波防災緑地としての本来の機能を阻害しない範囲で、町が別事業として検討・実施していくべきものと考えてございます。

次に、「土地利用計画」に関する意見であります。「参考資料」の10ページをお開き願います。同じ津波防災緑地に関する意見であります。「災害危険区域ではあるが、土地評価の高い県道沿いなものだから、サービス施設を整備するなどもっと高度利用を図るべき」というものであります。

事実確認の結果であります。ここで「参考図面」の10ページをお開きください。「参考図面」の10ページであります。今次津波では、南側の菖蒲田漁港方向と北東側の阿川沼方向の2方向から本地区に津波が流入していたことから、町では、津波漂流物の捕捉や津波の威力の減衰を図るために、津波の流入口となります場所に津波防災緑地を整備することとしたものであります。

事務局の見解といたしましては、いわゆるL1対応の防潮堤を超えるような津波を想定した場合、津波の流入口となる位置に津波防災緑地を配置することは合理的なものであり、その整備に当たっては津波漂流物の捕捉等の本来機能が優先されるべきものと考えております。なお、津波防災緑地の整備自体は別事業として町が行うものであるため、土地地区画整理事業計画の修正を要する内容ではないものと考えております。

以上で、意見書の要旨に関する説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森杉議長 ありがとうございました。

それでは御審議をお願いしたいと思います。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

○森杉議長 御意見をいただきたいのは、究極としては、この意見書を採択すべきか採択すべきでないかと、この御意見をいただくこととなりますが、関連する県の説明について御意見を賜うことも重要な機会だと思っております。

一応、ただいまの県の原案では言うておられませんけれども、原案としては「採択すべきでない」という方向が妥当ではないかということ、事務局の見解としては申し上げておられると、こんなふうに私は理解しております。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

○森杉議長 ありませんか。よろしゅうございますか。もうちょっと待ってください。御意見いただけませんか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○森杉議長 皆さん、よろしゅうございますか。だいたい大丈夫ですね、これは。

それぞれ、いろいろありましたが、念のため。

まず、宅地高の最初の安全性については、必ずこのイエローゾーンという格好でL2津波の2m以下のところであって、現地再建と高台移転への選択権が与えられているところでの現地再建の区画整理だということで、はっきりと選択権が与えられておりますので、これは問題ないと。

それから、後はすべて排水に関することだと思いますが、この排水に関しましても、基本的には県がしっかりした計画をされているようでありまして、排水計画についての御意見に対しては、それぞれいろんな整備を続けてきておられて、説明が十分でないということもあるのかもしれないけれども、基本的には排水については県の計画はしっかりなされているということだと思います。公園についても、基本的には排水の問題でありまして、排水の件で調整池を作るか作らないかというこの検討も町としては考えているということと。区画整理の対象かどうかということについても問題になるところであります。だいたい、こういうことであつたと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○森杉議長 それでは、皆様の御意見は、お諮りいたしますが、当該意見の意見書を採択すべきかどうかをお諮りいたします。原案にありますとおり、採択すべきでないことに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 よろしゅうございますか。それでは、御異議がないものと認め、「採択すべきでない」と決定いたします。ありがとうございました。

議案第 2298 号 仙塩広域都市計画事業花渚浜地区、代ヶ崎浜 A 地区及び代ヶ崎浜 B 地区
被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

○森杉議長 それでは、次の議案、第 2298 号「仙塩広域都市計画事業花渚浜地区、代ヶ崎浜 A 地区及び代ヶ崎浜 B 地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」という議題を取り上げます。

事務局からの説明をいただきますが、3つの地区毎に、それぞれの「事業の概要」と「意見書の要旨」を説明していただきます。3地区全ての説明が終わった後で、意見を採択すべきか否かを議決したいと思います。

まず、花渚浜地区です。事務局から議案及び「事業の概要」についての説明をいただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、議案第 2298 号につきまして御説明申し上げます。

意見書につきましては、3人の方が連名で1通の意見書を提出されております。この1通の意見書の中で、花渚浜地区、代ヶ崎浜 A 地区、B 地区、この3つについて意見を提出されておりますので、地区ごとに「事業の概要」と「意見書の要旨」を御説明させていただきます。

まず、花渚浜地区の「事業の概要」につきまして御説明申し上げます。「参考資料」の11ページと「参考図面」の11ページを併せて御覧ください。事業の名称は「仙塩広域都市計画事業花渚浜地区被災市街地復興土地区画整理事業」、施行者は「七ヶ浜町」でございます。施行地区面積 9.8 h a，施行期間は平成 25 年度から平成 28 年度の4年間。法的手続といたしまして、平成 25 年 6 月 21 日に都市計画決定を行い、事業計画案を縦覧した結果、3名の方から1通の意見書が提出されたものであります。意見書の内容は後ほど説明いたしますが、減歩や土地買収、館下地区の将来像、民意調達に関する意見となっております。また、町が土地区画整理事業を実施するための施行条例につきましては、町議会におきまして議決され、9月9日に公布されております。

「参考資料」の方の12ページを御覧ください。都市計画決定状況であります。施行地区は市街化調整区域となっており、用途地域の指定はありません。

次に、設計の概要について御説明いたします。事業の目的は、道路・公園・水路等の公共施設の整備改善を図ることによりまして健全な市街地を整備することとしており、総事業費 14 億 2 千 2 百万円、減歩率 6.61%，将来人口 110 人という計画となっております。設計の概要でございますが、従前の土地利用状況に配慮しつつ住居系の土地利用を行うとともに、吉田花渚港・花渚小浜港に面するエリアにつきましては、商業系の土地利用を行うものであります。「参考図面」の

11 ページで、薄い黄色で着色されている部分が住宅系エリア、ピンク色で着色されている部分が業務系エリアであります。「参考資料」の13 ページを御覧ください。公共施設の整備計画であります。道路は、地区中央の主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線が本地区の幹線道路となっておりますが、地区内では、幅員 11.5 m の主要区画道路を中心に、業務系エリアでは幅員 8 m、住居系エリアでは幅員 6 m を基本に区画道路を配置する計画であります。一部、既存建物の立地条件等による 4 ～ 5 m 道路、歩行者導線を考慮した特殊道路等を配置しております。公園・緑地は、地区面積の 3 % 以上かつ計画人口 1 人当たり 3 m² 以上の面積を確保いたしまして、街区公園を 3 ヶ所整備する計画であります。水路は、雨水排水施設といたしまして、道路側溝や水路の改修、道路内に布設します管渠を整備する計画であります。防潮堤につきましては、T.P. +5, 4 m の高さで県が別事業により整備する計画であります。公益的施設といたしまして、業務系エリアの背後に地域交流の拠点として多目的広場を整備する計画であります。なお、業務系エリアには水産業を基幹とした 6 次産業施設の立地誘導を図ることとしております。整地計画では、宅地排水に支障がないように宅地造成高を周辺の道路高より高く設定し、整地を行う計画となっております。物件移転及び移設計画は極力移転が生じないよう配慮することとしておりますが、支障となる場合には計画に整合するよう移転・移設を適宜行うこととしてございます。供給処理施設といたしましては、上下水道を道路の配置に併せて別事業として整備することとしております。

以上が花渚浜地区の「事業概要」の説明であります。

○森杉議長 御質問はございませんか。

○森杉議長 では、続きまして、花渚浜地区の意見書の要旨についての御説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 花渚浜地区の「意見書の要旨」につきまして御説明申し上げます。

「議案書」の 42 ページをお開きください。これが意見書の写しであります。花渚浜地区の意見書はこの 1 通、3 名の方から提出されたものでございます。意見書の内容を項目ごとに整理したものを「参考資料」の 15 ページに載せてございますので、併せて御覧ください。以下、「意見の要旨」と「事実確認の結果」、それに対する「事務局の見解」ということになってございます。

まず、1 番目の「減歩及び土地買収」に関する意見であります。意見の内容であります、「やむなく自主再建した家族は借金がどんどん増えて苦しんでいるのに、なぜ減歩や買収に応じなければならないのか。」というものであります。

事実確認であります。まず、本地区の事業の目的であります。高台移転後の跡地の整序と道路等の公共施設の整備改善によりまして良好な市街地を整備することを目的として事業を実施するものであります。減歩率につきましては、公共用地を生み出すための公共減歩として 4.06 %、保留地を生み出すための減歩率として 2.55 %、合わせて 6.61 % となっております。これは地区の平均減歩率でございまして、個々の土地が実際にどのくらい減歩されるのかということにつきましては、従前地の状況あるいは換地後の状況によりまして異なることとなります。また、従前地の買収については、高台に移転したい方を含め、土地の売却を希望する方から、町が別事業によって買収を行っているものであります。買い取った土地につきましては、一部を公共施設用地に

充て、残りは町有地として業務系エリアに換地処分し、商業・業務地として活用する予定となっております。

事務局の見解であります。まず、土地区画整理事業においては、道路や公園等の公共施設を整備改善するために必要な土地を生み出すために、ある程度の減歩はやむを得ないものと考えております。また、本地区では、被災者個々の希望に応じて高台移転と現地再建を選択できる形となっており、移転後の跡地の処理を含め、健全な市街地を形成していくためには土地区画整理事業の実施が必要であることとして都市計画決定されているところであります。現地再建を選択された方の土地については、平均で6.61%の減歩ということになりますが、これは他地区と比較しても特段高いわけではありませし、減歩率を軽減するような配慮も行われておりますので、本地区の減歩率は、事業計画の修正を要するほど権利者に過度な負担を強いるものとは言えないものと考えております。なお、従前地の買収につきましては、あくまで希望者から買い取るものであり、売却を望まない方の土地を強制的に買い上げるものではありません。

「参考資料」の16ページをお開きください。2番目の「館下地区の将来像」に関する意見であります。

意見の内容は、「産業地区と位置付けられているこの地区を事業の後どのように活用していくのか将来像が見えないため、我々事業者が計画を立てられない。町が住民参加できるシステムを作った上で将来像を描くべき。」というものであります。

事実確認であります。「参考図面」11ページに図示しておりますピンク色の業務系エリア、この中でも花渚小浜港に突堤のように突き出ている部分、区画道路8-2号のあるエリアですが、ここが意見書でいう「館下地区」に当たります。震災前には、漁協や市場、水産加工施設などのほか船舶販売会社などが立地しておりまして、町の調査では10社がこの地区で現地再建を希望しているということでありまして。意見書提出者3名の方は震災前からここで事業を行っておりまして、現地での早期再建を希望している方々であります。ここで、「参考図面」の12ページをお開き願います。町では、震災復興計画におきまして、当該エリアを震災後の産業拠点の1つと位置付けまして、水産業を基幹とした6次産業施設の立地誘導を図ることとしており、今後、地権者や事業予定者、関係機関等と意見交換しながら具体的な計画を立案することとしております。次に、「参考図面」の13ページをお開きください。県が整備します館下地区の防潮堤につきましては、図面の青い線のとおり、当初は海岸線に沿って突堤を囲む形で整備される計画でございましたけれども、町では防潮堤の外側での土地利用を行うエリアも必要と判断いたしまして、県の港湾当局と協議を行った結果、変更後の図面となっております。背後に直線状に整備する計画に変更したものであります。

事務局の見解でございますが、当該意見は土地区画整理事業計画の変更を求めるというものではなくて、今後のこの地区の産業再生に向けて住民が各種計画の策定に参加できるシステムを構築するよう求めているというふうにご考えてございます。説明会等での意見交換の内容が住宅再建に関する事項に集中して、産業再生について意見書提出者らが望む意見交換ができなかった可能性は否定できないものの、換地計画が定まっていない現段階では個々の画地の土地利用については検討できる段階ではなく、ある程度やむを得ない部分もあったのではないかと考えてございます。しかしながら、住宅再建と同様になりわいの早期再建も大変重要でございまして、今後、事

業の進捗に応じて、町が事業者らと十分に対話しながら、産業再生のための具体的な計画を作っていくべき事項と考えてございます。

次に、「参考資料」の17ページを御覧ください。3番目の「民意調達」に関する意見であります。

意見の内容は、「町が何度も開催した説明会は理解しにくく、反対の声をあげにくい雰囲気であって、合意形成はなされていない。もっと噛み砕いた説明を行って、住民の理解度を深めた上で事業実施の判断ができるようにしてほしい。」というものであります。

事実確認といたしましては、町が平成25年1月に実施した土地利用意向調査結果では、当時の権利者153名のうち、「事業に参加したくない」と答えた方々が9名おりました。このうち6名は既に土地を売却し、既に権利者ではなくなっており、残り3名には町が説明を重ね、理解を得ているとのことであります。町が行ってきた説明会等につきましては、「参考資料」17ページ～18ページに記載したとおりであります。説明会を6回、アンケートを2回、個別相談会を2回開催しております。

事務局の見解であります。高台移転と現地再建を選択できる本地区では、まず、大前提として、被災者個々の希望を踏まえて計画が立案されていることがございます。また、説明会での説明内容を見ても、他地区と比較して特段説明不足をしているような状況は見受けられないものと考えてございます。町では住宅の早期再建を最優先に進めてきたものと思われませんが、なりわいの再建も同様に大変重要であることから、今後、事業の進捗に応じて、町が事業者らと十分に対話しながら進めていくべきものと考えてございます。

以上で「意見書の要旨」に関する説明を終わります。

- 森杉議長 先ほど申し上げましたように、意見を採択すべきか否かということにつきましては、後からやります。後から3つまとめてやります。ですから、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を賜りたいと思います。もちろん、今の段階での意見を一応言っておくということがあっても、もちろんよろしゅうございますけれども、御意見、御質問ございましたら、どうぞ。
- 小野田委員 17ページで事実確認のところなんです。地区内の権利者数は146名で反対が9名、6名が売却、3名が納得ということなんです。この意見書を出されている方というのは、この事実確認の中の146人に入っているんですね。
- 事務局（櫻井都市計画課長） はい。事業に賛成の方に入っておりまして、事業に反対というよりは、産業系のことをとにかく進めてほしいというような意見のようです。
- 小野田委員 なるほど。事業にこの段階では参加したいというふうなお話しなんですけれども、お気持ちというか、考えられている方向と町の方が少し距離があるのでどうだろうかと、そういう意見書なわけですか。
- 事務局（櫻井都市計画課長） そのようですね。

○小野田委員 はい、わかりました。

○森杉議長 ありがとうございます。今の点がここでの意見書の取扱いのポイントですよ。

○事務局（櫻井都市計画課長） やはり、被災者の関心はどうしても「仮設住宅から本設に入るの
はいつ頃だ」という御質問がかなりあって、説明会でもその意見に対する回答に終始しているよ
うな状況の中で、この方々はやはり、なりわいとかそういったものを今後どうしていくんだとい
うことに関心を持っている方で、そこらへんのすれ違いというんですかね、そういったところを
御不満に思っているようなことはおっしゃっていました。

○森杉議長 よろしゅうございますか。

では、次にまいります。次は、代ヶ崎浜A地区です。事務局から議案及び「事業の概要」につ
いての御説明をいただきます。

○事務局（櫻井都市計画課長） 代ヶ崎浜A地区の「事業の概要」につきまして御説明いたします。
「参考資料」の19ページと「参考図面」の14ページを併せて御覧ください。事業の名称は「仙塩
広域都市計画事業代ヶ崎浜A地区被災市街地復興土地区画整理事業」、施行者は「七ヶ浜町」であ
ります。施行地区面積4.7ha、施行期間、法的手続、施行条例につきましては、花渚浜と同様で
あります。意見書も花渚浜地区と共通であります。代ヶ崎浜A地区に関する内容としては、「事
業の必要性」に関する意見となっております。「参考資料」の20ページを御覧ください。都市計
画決定状況でございますが、施行地区は市街化調整区域となっております。用途地域の指定
はありません。

次に、設計の概要についての説明であります。事業の目的は、道路・公園・水路等の公共施設
の整備改善を図ることによりまして健全な市街地を整備することとしており、総事業費5億900万
円、減歩率5.82%、将来人口120人という計画であります。設計内容の概要でございますが、従
前の土地利用状況に配慮しつつ、県道の北側を業務系の土地利用、南側を住宅系の土地利用とす
る計画であります。「参考資料」の21ページを御覧ください。公共施設の整備計画であります。道
路は、地区中央の主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線が本地区の幹線道路となつてございまして、地
区内では、地区中央の幅員8.5mの主要区画道路を中心といたしまして、幅員6mを基本に区画道
路を配置してございます。また、一部に、既存建物の立地条件等により4～5m道路、歩行者導
線を考慮した特殊道路を配置しております。公園・緑地は、同様に地区面積の3%、1人当たり
3㎡以上を確保し、地区外に既存の公園が隣接していることから、不足分といたしまして、街区
公園1ヶ所、緑地2ヶ所を整備する計画であります。水路は、雨水排水施設として、他地区と同
様に道路側溝、水路、道路内に布設する管渠を整備する計画であります。公益的施設につきま
しては、既存の仙台火力発電所の鉄塔、汚水ポンプ場について現状の機能を確保することとしてお
ります。整地計画は、他地区と同様に宅地造成高を周辺の道路高より高く設定し、整地を行う計
画であります。物件移転及び移設計画につきましても極力移転が生じないように配慮し、支障とな
る場合には整合するよう移転・移設を行うこととしてございます。供給処理施設につきましても、

同様に上下水道を別事業で整備する予定であります。

以上で代々崎浜A地区の「事業概要」の説明を終わります。

○森杉議長 ありがとうございます。御質問ありませんか。「事業概要」につきましては、よろしゅうございますか。

○森杉議長 では、続いて、「意見書の要旨」についての御説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 「参考資料」の23ページをお開きください。「事業の必要性」に関する意見であります。

意見の内容であります。が、「被災世帯の約半数の24世帯が自主再建済み、10世帯は転出済み、今後この地区で再建するのは2～3世帯しかない。減歩や移転といったデメリットの方が多く、誰のために事業を行うのか疑問である。各個人の現状に合った説明をし、理解度を深めた上で事業実施の判断ができるようにしてほしい。」というものであります。

事実確認の結果であります。が、まず、土地区画整理法55条2項の規定により、意見書を提出するのは施行地区内またはその周辺など事業に関係のある土地・建物に何らかの権利を有する、いわゆる「利害関係者」に限られております。意見書提出者らにこういった土地・建物の有無を伺ったところ、「代々崎浜A地区については該当するものはないと思う。」とのことであります。本地区の被災世帯は57世帯で、現時点で25世帯が自主再建済みとなっております。町では、アンケート結果を踏まえ、今後さらに10世帯程度の増加を見込み、35世帯となる計画としております。本事業では、道路等の公共施設の整備改善によって良好な市街地を整備することを目的として事業を実施するものであり、合算で5.82%の減歩率となっております。土地利用意向調査結果では、63名のうち「事業に参加したくない」と答えた方々は6名であり、うち5名には説明の結果理解を得ており、残る1名に対しまして今後も理解を求めていくこととしてございます。町が実施してきた説明会等の経緯は、資料に記載のとおりであります。

事務局の見解であります。が、まず、権利関係の有無については、占有権等の登記されていない権利をも含むため完全に事実を証明することはできませんが、御本人の説明によれば、意見書提出者3名は意見書を提出する利害関係者に当たらない可能性が高いというものであります。また、事業の必要性という点に関しましても、本事業の施行によりまして狭隘道路が解消されることによって防災活動の円滑化など効果が認められるものであり、健全な市街地の形成のために行う土地区画整理事業につきましては、既に都市計画決定もなされているところであります。減歩率につきましても5.82%と他地区と比較して特段高いわけではなく、事業計画の修正を要するほど権利者に過度な負担を強いるものではないと考えております。なお、説明会等での説明内容につきましても、事業計画段階の説明としては特段不足しているものではありませんが、今後も町が住民に対しまして事業に関する情報を正しく伝えながら事業を実施していくべきものと考えてございます。

以上で「意見書の要旨」に関する説明を終わります。

○森杉議長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明は、代々崎浜A地区の方ですね。必要性に関する事項で出されております。御質問、御意見をお願いいたします。

○佐藤委員 はじめにちょっと確認したいんですけど、利害関係者に該当しないということによるのでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事務局の段階で利害関係人に該当しないということを決めて、付議しないという選択肢も一方ではあるんですけども、利害関係人というのは登記されていないいわゆる隠れた借地権等々についてもあります。それから未登記の相続もあります。したがって、事務局としては広義に、利害関係人に当たらないかもしれないけれども、なお事業としてどうかということは御審議いただいた中で、採択すべきか否かを判断していただきたいと思っております。

○森杉議長 どうぞ。

○佐藤委員 非常に難しいところだと思うんですけど、根本に関わってくる話だと思うんです。今後こういった形で利害関係者以外から出てきた場合もこういった形で対応するのかどうか。本来であれば、利害関係者ではないということであれば、そこで意見書としての取扱いはなくなるんだと思うんですけど、その辺ちょっとお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事務局としては、この部分の意見書提出者が完全に利害関係人にならないというのは決めつけられないので、当たらないかもしれないけれども、まずはこの中の意見の内容について御審議いただきたいということであります。要は、登記された権利以外にも権利者になり得ますので、そこまで追跡して調べられませんので、ということであります。

○森杉議長 はい、ちょっと待ってください。小野田先生。

○小野田委員 佐藤委員とまったく同じです。利害関係者であるかどうかは置いておいて、この内容のみについて議論せよということなんですね、これは。我々の委員会、そういうことなんですか。なるほどね。かなり広義に解釈をして運用していると、宮城県は。ということなんですね。わかりました。

○森杉議長 内海委員、どうぞ。

○内海委員 確認できなかったというのが残念なんですね。確認さえできれば、どういう手段かわからないんですけど。町を通して確認することもあるでしょうし。あるかもしれないし、ないかもしれないということで、それを利害関係者であるかないかを決めないまま審議して、果たしていいんだろうかということは、これからの案件でも実例となって、そういう案件も取り扱ったと

ということが法律上は有効性を保つんですよね。だから、ここは大事なところじゃないかと思うんだよね。自信がないから諮ったと、事務局が確認できないので。しかし、当事者はそうでないって言うてるんでしょう。その当事者の言を信用しなかったのかとかね。そういうのが大切なポイント、今後の審議会の審議に関わることなので、もう少しはっきりしてもらいたいと思うんですけどね。

○事務局（櫻井都市計画課長） 区画整理法上の利害関係人というのは、もう一度言いますけれども、登記簿上に載っていた権利者以外にも、借地権者あるいは相続人等、かなり広めの解釈をいたします。したがって、相続までも完全に決め切れておりませんので、県としては、こういった意見書が出された場合には基本的には利害関係人として取り扱うこととしております。利害関係人を決める根拠というのは、区画整理法上も登記簿上の権利を有している者として規定されていればいいんですけれども、少し広義に取り扱われますので、広めに扱っているということであります。

○森杉議長 はい。

○内海委員 それだったら、それで理解するんだけど、その当人から聞いた「利害関係者でないかもしれない」とそういう説明をしているんでね。そこのところがポイントになるところではないかと。後から言った「広義に解釈して利害関係者と認定する」ということについては、私も理解するんだけど、本人が「利害関係者でないかもしれない」と言っているということがあったので、そこのところが少し疑問が残るところです、私としては。

○事務局（櫻井都市計画課長） 失礼しました。説明が不正確でありました。意見書提出者は「所有権を有していない」という説明をされております。失礼いたしました。

○内海委員 それなら、わかりました。

○森杉議長 よろしゅうございますか。この件につきまして、事務局の取扱いをいったん承認しておいて、広義に利害関係人である可能性があるのもので、改めて意見書の採択・不採択を行いますという方針であります。

○小野田委員 何でもかんでも申し立てがあつたら取り上げるというわけじゃなくて、この申立人については、七ヶ浜、花渚に住んでいて、十分利害関係者になり得る可能性もあるので、ただ本当かどうかというところまで追跡できないので、今回はグレーゾーンとして取り上げた。これが例えば仙台市に住んでいるよくわからない人から出た時は、もちろんかなり可能性が低いだろうし、確定できないので、これは受け付けないというふうな運用を普通はするというふうに理解していいわけですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） そのとおりであります。これをやると、逆手をとられて、何でもかんでも出してくる危険性はあるんですが、今回の事案はこの地域に住んでいる方々では間違いなくあるわけで、そこは少し広義に捉えて意見書の中身を議論していただいた方がより良いのではないかと判断したところであります。もちろん、全く違うところから妨害的に出されれば、それは事務局としては、一定程度は調整はさせていただきたいとは思いますが、そういった思考であります。

○森杉議長 他に意見ございませんか。はい、どうぞ。

○牛尾委員 やっぱりそれでも、大変申し訳ないんですけども、あまりにもアバウトかなど。通常でしたらば、1 何々、2 何々、3 その他という形でね、どういう利害関係があるのかというのは法律上はきちんと特定する必要があるんじゃないんですか。それは、推測されるということで、今回あがってきているわけですよ。

○事務局（櫻井都市計画課長） 利害関係人でないとは判断しきれないので。ですから、意見書を採択するか否かでございますので、まずは意見書を採択するかどうかということをごちらにお願いしているわけで、その時に利害関係人である者は県に対して意見を述べるができるということになってございますので、我々としては広義に取り扱った上で。というのは、完全に所有権を有している方だけだと限定しているのであればそうですけれども、一定程度借りながらやっている方とかですね。そういった方の隠れた借地権者というのは後ほど手を挙げれば権利者になり得るわけです。ですから、ある程度広めに見てあげた方が、意見書を出した方々の権利部分については見れるのではないかと事務局としては判断したわけであります。

○牛尾委員 要するに、事務局の裁量の範囲内ということですよ。

○事務局（櫻井都市計画課長） 逆に言うと、事務局がそれを利害関係人じゃないと言い切るのには自信がないので、ということでもあります。

○牛尾委員 じゃ、最終的な責任を誰がとるんですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 提案した県知事であります。

○小野田委員 すみません。あまりこの問題に突っ込んでも意味がないと思いますけど、意見書を出す人が自己申告して、「私はこういう権利があるので意見書を出す権利があります。受け取ってください。」と言うんじゃないんでしょうか。言わないんですか。それを事務局が確かめる術が十分にはないが、確からしいと判断したので、あがってきたということなんですよ。でも、この文書の書き方だと、本人もよくわかっておられないような印象なんですけど、どんな感じなんですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 直接御意見を賜りに行った時には、「所有権を有していない」ということは言われておりますけれども、そのことをもって意見書を出すのに不相当だとは。区画整理法の場合は、何回も言いますけれども、所有権がなくても、権原がなくても出せますので、相続のところでもありますので。事務局としては、出された意見書については、利害関係人と判断して付議したわけでありませぬ。

○小野田委員 でも逆に、条文を明確に読んでいるわけじゃありませんけど、区画整理法の中では、意見書を提出できるのは利害関係人であるというふうに書いてあるんですよ。

○事務局（櫻井都市計画課長） 利害関係人としか書いておりませぬ。

○小野田委員 そうすると、利害関係人でない人は出せないわけでしょう。だから、意見書が出た時に「利害関係人なんですよ、あなたは」という確認は、普通はするのかなと思っていたんですけども、そういうのは。出たら受け取っちゃうわけですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 基本的には、このところで所有権等を有しているかということはお聞きしております。

○小野田委員 それが利害関係かどうかと、そういうところまでは、個人情報範囲だから聞いていないと。

○森杉議長 よろしいですか。これはこういう処置しかないですね、当面。こちらの方向で今後も処理していくんだらうと思います。特に、小野田先生がおっしゃったように、この3名の方々は明らかにこの地区の近くに住んでおられて、地区のすぐ近くのことまで言及しておられるという状況ですのでね。何らかの格好で利害関係を有する可能性も十分あるということで、事務局は取り扱っているんだと思います。よろしゅうございますか、この件。後からまた問題視していただいても結構ですので、最終的なところの段階で御意見いただくことも結構だと思います。

それでは、最後の御説明にまいります。代ヶ崎地区のB地区でしたよね、今度は。B地区についての御説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 代ヶ崎浜B地区の「事業の概要」につきまして御説明申し上げます。「参考資料」の27ページと「参考図面」の15ページを御覧ください。事業名称は「仙塩広域都市計画事業代ヶ崎浜B地区被災市街地復興土地地区画整理事業」、施行者は「七ヶ浜町」であります。施行地区面積は7.4haであります。施行期間、法的手続、施行条例につきましては、代ヶ崎浜A地区と同様であります。意見書も代ヶ崎浜A地区と同様に、「事業の必要性」に関する意見ということになってございます。「参考資料」の28ページを御覧ください。都市計画決定状況でございますが、施行地区は市街化調整区域、用途指定はございません。

次に、設計の概要についてであります。事業の目的は、道路・公園・水路等の公共施設の整備改善を図ることによりまして健全な市街地を整備することとしており、総事業費 14 億 7 千 6 百 万円、減歩率 5.77 %、将来人口 250 人という計画であります。設計内容の概要でございますが、従前の土地利用状況に配慮しつつ、主に住宅系の土地利用であります。漁港のエリアにおきましては業務系の土地利用を計画しております。「参考資料」の 29 ページを御覧いただきたいと思っております。公共施設の整備計画であります。道路は、地区を南北に縦貫する既存道路、地区中央から山麓を迂回します道路を本地区の主要な区画道路と位置付けまして、幅員 5 ～ 6 m で配置することとしております。その他の区画道路といたしましては、既存建物の立地条件等を踏まえまして幅員 4 m の道路を配置し、歩行者導線を考慮した特殊道路等を適宜配置することとしております。公園・緑地は、地区面積の 3 % 以上かつ計画人口 1 人当たり 3 m² 以上を確保し、街区公園を 2 ヶ所を計画しております。地区北側の海岸沿いに津波被害の軽減を目的といたしました津波防災緑地を配置いたしまして、別事業により整備することとしてございます。水路は、雨水排水路としまして、他地区と同様に道路側溝あるいは管渠を整備するほか、洪水時の排水のために簡易ポンプ施設を整備する計画としてございます。防潮堤は T.P. +3.3 m の高さで県が別事業により整備し、公益的施設につきましては、既存の汚水ポンプ場について現状の機能を確保することとしております。整地計画は、宅地排水に支障がないよう宅地造成高を周辺の道路高より高く設定いたしまして整地を行う計画であります。物件移転及び移設計画は、同様に極力移転が生じないように配慮し、支障となる物件が生じた場合には計画に整合するよう移転・移設を行うことといたします。供給処理施設といたしましては、上下水道を道路の配置に併せまして整備し、上水道については別事業として整備することとしております。

以上で代々崎浜 B 地区の「事業概要」の説明を終わります。

○森杉議長 御質問ございませんね。続けてもらいますよ。よろしいですね。

では、お願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 「意見書の要旨」につきまして御説明いたします。「参考資料」の 31 ページをお開き願います。「事業の必要性」に関する意見であります。

意見の内容であります。「自主再建済みの世帯はほとんど問題なく生活している。区画整理をやることのデメリットの方が大きい。」といったものであります。

事実確認の結果でございますが、A 地区と同様、意見書提出者につきましては建物はございません。ただ、本事業については、道路等の公共施設の整備改善によって良好な市街地を整備することであり、土地区画整理事業を実施するものであり、合算で 5.77 % の減歩率であります。土地利用意向の調査結果であります。権利者が 119 名のうち、事業に参加したくない方 8 名、うち 6 名には理解を得ているということであり、町では残る 2 名に対しまして理解を求めていくこととしております。町が実施してきた説明会の経緯につきましては、資料に記載のとおりであります。

事務局の見解でございますが、基本的には、事業の必要性という点に関しましては、本事業の実施によりまして狭隘道路が解消されることによって防災活動の円滑化などの一定の効果が認め

られるものであり、土地区画整理事業の実施が必要であるとして既に都市計画決定をされているところであります。減歩率につきましても5.77%ということで特段高いわけではなく、事業計画の修正を要するほど権利者に負担を強いるものではないと考えております。説明会での内容につきましても、事業計画の段階としては特段不足しているものではないというふうに思っております。今後も町が住民に対しまして事業に関する情報を正しく伝えながら事業を実施していくべきものと考えております。

以上であります。

○森杉議長 先ほどとだいたい同じような感じですね。はい、御質問、御意見ください。B地区の方ですね、B地区。今、代々崎B地区の方です。

よろしゅうございますか。どうぞ。

○下山委員 それでは、ちょっとお聞きしたいんですけども。非常に被害が大きかった地区、A地区もB地区も、それから前の菖蒲田の方も関連するわけなんですけど、こういった非常に被害が大きかったところでも、まだ防潮堤の整備が進んでいないということなんですけど、これはいつまで防潮堤の整備がなされるものか。それから、非常にどちらも自主再建されている方が非常に多いというように見られるんですけど、まず、単純な質問で申し訳ないんですけども、土地区画整理事業の開始がなぜこんなに遅くなっているのかなと思っておりますし、それから、そういった経過があれば自主再建については相当考えるという方がいたようなんですけどもね。かなり二重ローンを組んで、実際には親の希望とかそういったことで「どうしても戻りたい」というような希望でやむなく自主再建に入った方もいて、必ずしも財政的に楽だったからやったというわけでもないんですけども。行政の取組の遅れというんですかね、そういうものについて。それから、どちらも嵩上げの対応を基本としてやるようなことなんですけれども、一番最初に出ておるところで、もう自主再建したところの嵩上げの予算的なもの、補償とかそういうものが生じないということを謳っているわけなんですけれども、こういった点。自主再建したところが低くなっている状態、雨水対策もなされるんでしょうけれども。そういった点をちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○事務局（櫻井都市計画課長） まず防潮堤については27年まで、県等の第一線堤は整備する計画でおります。今後、区画整理事業については併せて整備がされていくと思っております。防潮堤との整合はそれなりにとれているかなというふうに思っております。

それから事業の遅れということですが、これはどちらかというとき七ヶ浜町そのものは、相当地元に入りながら事業を進めてきていたと、他の地区と比べると、思っております。小野田先生なんかもいろいろ入っていただきながら、地域の方々の意見を踏まえながら詰めてきたというふうに考えております。この地区は非常に特徴的なところでございまして、かなり甚大な被害はあったものの、やはり海に接して、海と一緒に生活をしていなければいけない方々も現実におられるものですから、やはり現地再建を早めにやりたいという中で、まずは計画を、現地再建と高台移転の合わせ技というのは変なんですけど、両方で選択しながら計画を練ってきたというふ

うに理解してございます。

自主再建を先行した方々については、別途、町から再建補助金とかいろんな補助金が出る中で、まずは計画とある程度整合しながら建ててきたんだろうというふうに思っております。遅ればせながら計画を、これからこちらで再建するという方はその高さに合わせて、あるいはそれに迷惑がかからないように、道路の高さを一番低く、先ほどありましたとおり、整理するというところでございますので、確かに区画整理事業の場合には人の権利をいろいろ動かしながら時間はかかるんですが、私、他のところと見ていく中でも、そんなに遅れているというような感覚はございません。確かに2年半経ってこれから再建をしていくわけなので、「もうちょっと早くならないか」というのはあったかと思えますけれども、比較的順調に進んだ地区ではないかなというふうに思っております。

○森杉議長 どうぞ。

○下山委員 「比較的進んでいる」というようなことをおっしゃっているんですけれども、他の町などを見ますと、非常に被害が大きかったところに自主再建したというのは、七ヶ浜みたいに多くないと思うんですね。ですから、このくらい被害があったところに対して自主再建をやったということ自体、どうも私は。結果的には、対策を早く打ち出せば、こういった自主再建がもうちょっと。もっと大きな区画整理事業で、土地もやっぱり全部嵩上げすれば一番効率的だと思いますし。

○森杉議長 はい。

○小野田委員 では、私から科学的に説明させていただきます。私ども建築学会でも、委員御指摘あったように、どういう復興が一番合理性が高いのかというあたりをそろそろ、いろいろ調べながら比較作業を始めております。各自治体ごとに状況が違うので一概に比較できませんし、かつ、早いということが一体どういう意味を持つのかということは慎重に考えるべきで、早さを重視したために孤独死がたくさん出た阪神大震災の最初の復興住宅とか、急いだためにその後5年10年、様々な問題が起こっているということも我々存じておりますので、速いだけじゃなくて、そこにどういう復興がなされるのかという質も加味して評価すべきというふうに考えております。

それで、七ヶ浜の事例が他の復興の中で「比較的妥当性が高い」というふうに評価され始めているのは、一番最初に対面の住民ヒアリングを相当丁寧に行った。普通はアンケートでやるんですけども、それを対面でやって、制度を説明して、「自主再建をやられた方が財産も残るし、生活も持続できるからいいですよ」ということを誘導された。誘導する時に、今、委員が御懸念を提示されたように、「危ないんじゃないか」という話がありますよね。「危ないんじゃないか」という住民の懸念を払拭するために、レッド・イエロー・ブルーということで、比較的早く、県のシミュレーションなんかとも調整しながら、危険度を独自で判定して、「ここはイエローですから自分でリスクをとってください」というふうに説明しているわけです。こういうふうに決めてる自治体というのは非常に珍しいんですね。そういう意味では、だからイエローで問題が出ている

わけですけれども、「いや、言ったことと違うじゃないか」というところで問題が出ているんですが、そういう意味では、七ヶ浜は自主再建を誘導して、復興公営住宅の数も非常に少ないですし。区画整理も「嵩上げすればいいじゃないか」ということなんですけれども、嵩上げはやっぱり膨大なお金もかかるし、嵩上げたからって安全になるわけじゃないんですよ。やっぱり液状化の問題とか違うリスクがたくさん絡んでおりますし、インフラ、下水道から何から全部上げなきゃいけませんので、非常に高価な復興なので、できるだけ嵩上げ部分を減らしながら、有効に打ち回していくということが重要になります。そういう意味では、住民の理解を得ながら早めに復興に目鼻を付けた七ヶ浜のやり方というのはなかなかいいのではないかとこのように言われています。今のところはですね。

それで、今、委員御指摘になったように、なぜ区画整理がこの3年目によく出てきたように見えるのかということなんですけど、それと同時に10倍20倍くらいの予算が一気に降りかかってくるわけですね、復興自治体には。それを執行していかなければいけないので、復興をやる側としては優先順位を付けて、そこにマンパワーを適切に配置して復興を推進していく必要があります。そういう意味では、今、櫻井課長がおっしゃったように、最初に自主再建と防災集団移転促進事業、その次に災害復興公営住宅。そこに優先度を立てて、とりあえず一番困っておられる方に最大限のケアをしよう。はっきり言えば、情報を適切に提供して、自主再建できる人をできるだけ増やそう。次に一番困っておられる人、高台移転と公営住宅に最大限のマンパワーを注入しよう。それである程度片が付いたら今度は区画整理に目鼻を付けていこうというふうに順番を付けています。そういう意味では、区画整理に関わる方にとってはちょっと申し訳ないんですが、比較的数字が少ないということと、全部いっぺんにやると虻蜂取らずになるので。その分防集はすごく早いです。災害公営住宅もすごく早くなっています。そういう意味では、全体の中でバランスがとれた復興が七ヶ浜はなされているのではないかとこのように我々は解釈はしています。ただし、それは自治体が非常に規模が小さくて、7つの浜に分かれたコミュニティというベースがあるのでたぶんそれができたのと町当局ががんばられたからで、これがすべての自治体に適用できるかどうかという問題はまだ残っておりまして、それは委員御指摘のとおりひとつひとつ検証しながら、「区画整理をもうちょっと早くできなかったのか」というところも見ていながら、「イエローゾーンの設定は本当に正しかったのか」というところも見ていながら、みんなで共有していくことが必要ではないかなというふうに思っております。すみません。

○森杉議長 御意見、よろしゅうございますか。どうぞ。

○下山委員 私が思うのは、例えば3年4年経ったらちゃんとそこにこう。早く作んなきゃないんだっていうよりも、基本的な方針として「区画整理事業が必要だから自主再建をあるいは少しでも待っていただきたい」というような指導があれば。そういった方針があれば、それを目標に何年かかけても効率的な事業になるのではなかったかなと思っておりますし、この地区については、もうここをあきらめて出て行った方が50数軒のうち10軒もある。それから捉え方が違うようなんですけれども、地元の人は「戻るって言っている人は本当に少なくなっているんだ」というふうなこともお聞きしておりますし、事実確認等ではアンケートで「もう10世帯の増加を見込む」、そうい

ったことも謳っておりますけれども、新しい方でもここに整備しておけば入ってくるというような可能性も考えているのかどうかわかりませんが、ちょっとこういう点ですね。やはりどうも少し、はっきりと方針を示せば、期間はある程度かかっても私は良かったのではないかなと思いますし。それから今まで自主再建したところについては、低いところがあったりしても、それへの対応に対する補償措置とか助成が受けられないのではないかなど。再建の時にある程度の助成を受けてると言われればそうですけれども。そういった点で、イメージとしては高いところも低いところも出てくるのかなと思ったりしたから、お聞きしたわけなんですけれども。

○森杉議長 どうでしょうか。現在の町の再建計画のプロセスではどうであったかということは、小野田先生からの御意見で、町が自主再建を基本的に優先しつつ復興のスピードを上げたというお話でしたんですが、それ自身が問題ではなかったかというのが今の下山委員の御意見なわけですが。どうぞ。

○事務局（櫻井都市計画課長） 復興のまちづくりの考え方は、やはり小野田委員がお話しされたとおり、それぞれの町でいろんな被災形態もございますし、それから、どういったなりわいをしているかということもありますので、いろいろあると思います。私が理解しているのは、この地区はやはり浜と一緒に生活している方々が多いということ。ですから1日も早く自主再建を今こちらでやりたいということ。それと怖くて住みたくないといったこと。それを最大限とった結果がこれなんだろうと思っておりまして、これが、委員おっしゃるとおり、確かに少し再建を待っていただいて、より効率的に基盤の目のような区画整理をするということも1つの選択肢ではあったかというふうに思いますけれども、県としては、その町がそういうまちづくりを選択したということであれば、その中で早く事業を進めていただいて、早く元の生活に戻っていくように県としても支援していくというのが県としての有り体かなというふうに思っております。アプローチはいろいろあるんだろうと思います。この町はこういう選択をしたというふうに理解をしております。

○森杉議長 御意見はおそらく、小野田先生がおっしゃった検証なんだと思いますね。こういう復興政策をこの町は実行していったんですね。それが本当に良いことだったかどうかとか、イエローゾーンの設定のあり方も良いことだったかどうかということが、今後も検証せねばならん課題だと思います。ここで取り上げて議論するというよりも、そういう検証を今後ぜひとも小野田先生を中心に、我々専門家の人達も含めて、県も含めて、そういう検証の作業を今後行っていくべきではないかということだと思っておりますけれども。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。実は、そのアプローチは国とも始めておりまして、どうしてこういうまちづくりをしたかという選択から、それで今こういうふうを選択をしたということが1つ。これはもう今までの事実ですので、整理ができると思っております。これは市町に、復興交付金も活用できるように国にお願いして、いわゆるカルテというか、どうしてこうなったかという備忘録ですね。それを作ることにしております。それともう1つは、その後どういふ

に街が成熟してどうなっていったかというのは、次の東海・東南海の方々へのメッセージでもありますので、それは10年20年どう街が成熟したかということも追跡していきたいというふうに思っております、それが次の世代に繋げていくんだらうというふうには思っております。そういった試みももうやっております、これは大学の先生方と一緒にそういったデータベースも含めて整理していく必要があるというふうに思っております。

○森杉議長 ありがとうございます。この件はよろしゅうございますね。そちらの方向で検証をお願いいたします。

では、御意見ください。

○森杉議長 私としては、花渚浜の産業面のなりわいの復興計画というのは、この議事録的なところを見ても、あまり議論がされていなくて、どちらかと言えば住宅再建の方に打合会では焦点が当たっていたようだということがありますよね。なりわいの復興計画が、地元の業を行っておられる方々から「やりたい」という、最近は出てきているということは、はっきり言うと、非常に珍しいのではないかと思うぐらい重要な復興への道ではないかと。あるいは復興への手がかりと言いますかね。足がかりと言いますかね。そういうものじゃないかと思うんですね。この点については難しいとは思いますが、何らかの格好で、我々の方から何らかの格好の提案とか、あるいは県とか市の担当者との共同の協議会のようなものを作っておられたり、そういうことは行われているんでしょうかね。そういうことを少し知りたくて。あるいはそこでの活性化をお願いしたいと思うんですけどね、個人的には。

御意見ございませんか、皆さん。せつかくの現地復興をやろうと言っておられるんですから。

はい、お願いします。

○小野田委員 私も、委員長おっしゃるとおり、厳しい現地で踏みとどまって業をやりたいという、むしろ非常に重要なパートナーですよ。そのパートナーの意図を、逆にパートナーからこういう意見書があがってくるんじゃないかと、パートナーをむしろ繋ぎ止めて、味方にして、彼らと一緒に復興をやるべきだというのはまったく賛成だと思います。そういう意味では、事務局の意見にも書いてありますけれども、もうちょっとちゃんと対話しながら、17ページですか、十分に対応しながら事業を実施していきなさいというような意見は非常に正しいというふうに見ています。

そうなんだけど、この人たちが一体何について、要するにプロセスがあまり意見をちゃんと汲み取ってくれなかったということはわかるし、「堤防を変えたからもう1回やり直ししなかったの」という、主にプロセスの話とか、自主再建と仮設住宅とのギャップみたいな、より大きな制度的問題ですよ。今の救済法が抱えている、自主再建に意外と冷たいという。そのために様々な補助を、実際は県なり国なり自治体がいろいろやってはいるんですけど、ちょっと見えにくいんで。わかりにくいとか、そういうところだから、要望されている内容はよくわかるけれども、都計審でどうかと。前回の名取市のように明らかに民意調達に齟齬があつて、「もうちょっとこうしなさい」というほどのものでは、なかなかないのじゃないかなと。都計審の権限の中でできることというのは、ここの見解で示すぐらいかなという話が1つと、それと計画サイドからすると、

なぜ堤防の位置を変えたかという、最初は安全を確保するために全部堤防で囲んでいましたが、特別名勝松島で、その向こう側に松島のすごいきれいな景観が見えるので。堤防で囲っちゃうとそこが見えなくなるんですね。それでわざわざ堤防を内側に入れて、堤防の堤外地、海岸が良く見えるエリアを作って、そこで6次化を展開しようという。これはむしろここに賛成しておられる事業者の方と諮って、そういう堤防の位置を変更されたんだと思いますけど。これはかなり踏み込んだ、その次の業、なりわいをどう作るかということに配慮した判断だと、うまくいくかどうかはわかりませんが、それなりの合理性はあると思うんですね。そのプロセスの中でこのお3方が、関わり方が、本来は委員長がおっしゃったように、味方となるはずなのは何らかのことで意見書を出されるに至ったというお気持ちは本当に察するに余りありますし、すごく応援したい気持ちですが、それと都計審の判断事項とは少し距離があるようにも、個人的な意見ですけども感じております。以上です。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。どうぞ。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事業としては、先生おっしゃったとおり、採択すべきではないと事務局としては思っております。意見書としてはですね。産業部局の話になってきていると思っておりますので、都計審から附帯意見がつくかどうかはちょっとよくわかりませんが、それはそれとして、受けた場合は町の方には「こういった意見もあります」ということは言えるとは思いますが、県都計審としてそれをフォローアップできるかということ、なかなかちょっとすみません、難しいかなというふうには思っております。町の方に、なりわいの部分をやるというのは当たり前の話なので、そういった意見書が出ているというのは事実でありますので、仮に附帯意見が出た場合においてはそういった対応を、事務局としては「こういった意見が出てきております」ということを伝えることは可能だとは思いますが、そういった感じではあります。

○森杉議長 はい、どうぞ。

○大山委員 先ほど、とても素晴らしいことだと思うんですね。各自治体が今回の震災で様々に取り組んでいる事例を検証して、そして今後の災害に結びつけていくということは、やはり重要なことだと思います。そして、今回の意見に対する事実の確認結果で、事実確認等という事項が真ん中にありますけれども、併せて、各自治体が復興についてどんな取組をしているのかという透明性の開示、きちんとした開示というのもとても重要じゃないかと思えます。その開示の中には、この事実というのも、一般の人がこんな不満を持っていたから、わからないから質問をしたと。そして、この事実確認等がきちんとか開示されて誰もがみれる状態になれば、不安も少しは和らぐんじゃないかと思うんですね。各自治体がやはりもうちょっと透明性のある施策の開示というのも今後の課題ではないかと思われま。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。これも都計審というよりは、当然、事業を進めていく上で当たり前のことだと思っておりますので、まちづくりを所管する我々といましては、いい事

例とか成功した事例、そういったところを皆様方に、市町村の方々にお示しをするというのが1つの手だというふうに思っております。また、事業計画の備忘録のところでも、いわゆる開示の方法でありますとか、こういった住民説明会をしたでありますとか、そういったところもきめ細かく資料としては整えていければというふうに思っております。

○森杉議長 もう御意見はありませんか。

そうすると、この意見を採択すべきか採択すべきでないかということにつきましては、今までの御意見を聞いておりますことと、それから県の原案のところでは意見書は「採択すべきでない」と、こういうような原案になっております。

附帯意見をつけるかどうかということがありますが、附帯意見をつけるとすれば、あるとすれば、なりわいの再建のところですね。館下地区でしたね。16ページですね、あるとすれば。これも当然のことだからいいんじゃないかという御意見と、やっぱりつけたいなという御意見とがあるかもしれませんが。

前半については「採択すべきでない」という決定をいたしますというのが原案です。それから、附帯意見をつけるか否かということと、つけるとすれば16ページの「なりわいの計画を鋭意推進してください」という附帯意見をつけるかどうかという、この点だけだと思いますが、これについての御意見をください。

○森杉議長 ということは、だいたい附帯意見なしで原案という格好でいいんじゃないかという御意見ですか。

[「はい」と発言する者多数あり]

○森杉議長 そういうことですか。よろしゅうございますか。

それでは、県の原案に関しては異議がないことを認め、採択すべきでないということを決定的にしたいと思います。よろしゅうございますか。

[「異議なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 はい、ありがとうございました。

それでは以上で。ちょっと待ってください。これで、採択すべきでないということを決定的にしました。終わりなんですけど、ちょっと待ってください。

冒頭に御指名させていただきました議事録署名人についてですが、内海委員が所用により退席されました。それで、その後の議事録署名人は佐々木征治委員にお願いせざるを得ないという状況になりますので、改めて本日の議事録署名人を大山弘子委員と佐々木征治委員のお2人をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

どうぞ。

○牛尾委員 細かい点で悪いんですけど、「参考図面」の2ページ。七ヶ浜町の土地利用ゾーニングで間違いがあるので。代々崎浜B地区がA地区になっている。見ていただくと一目瞭然でわかります。2ページ目。わかりますよね。

○事務局（櫻井都市計画課長） 申し訳ございません。間違えました。

○森杉議長 どうぞ。

○大山委員 細かい点で私も気づいてて言わなかったんですが、スケールの、2万分の1とか、ちょっと図面によって間違いがあるので。そういう時も今後のために、もうちょっと慎重に図面を出していただければと思います。以上です。

○森杉議長 申し訳ございません。事務局に代わってお詫びいたします。大変失礼いたしました。御指摘ありがとうございました。ぜひともお願いいたします。

4 その他

○森杉議長 以上で本日予定しておりました審議案件はすべて終了いたしました。先ほど御意見いただきましたが、あるいはその他の御発言もいただきましたが、他にこの際ちょっと御意見を言っておこうということはありませんか。
どうぞ。

○牛尾委員 さっき利害関係人のことを突っ込んでいたんですけど、このケースは該当しないと思うんですけども、やっぱり一般的なケースとして、反社会的勢力のことを私は念頭に置いて言ったんですよ。もうちょっと、きちんとした方がいいかなということ。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。御指摘もっともでございますので、その判断基準についてはできる限り明確化したいと思います。ちょっと限界もあるかもしれませんが。できる限り明確化したいと思います。

○森杉議長 ありがとうございます。いい御指摘いただきました。
他にございませんか。よろしゅうございますか。事務局ございませんか。
それでは、これで本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。

5 閉会

○事務局（槓総括） 大変ありがとうございました。以上をもちまして審議会を終了させていただきます。次回日程につきましては早めにお諮りしたいと思います。よろしく申し上げます。

午後 5 時閉会